

見守り
新鮮情報

第151号

仏具店から**仏像のパフレット**が送られてきた。3日後に**別の業者**から電話があり「パフレットにある仏像を**90万円**で買えば、当社が**100万円**で買い取る」と言われたが、不審に思い断った。その数日後、**公的機関を名乗る団体**から「高額な仏像を売りつける商法が流行っている。

注意するように」と電話があったので、自分の状況を伝えると「そこなら販売店も買い取り業者も**問題**

のない優良企業だ」と言われ、すっかり**信用して**仏具店に注文をした。翌日、男性が**仏像を持参**したので受け取り、**現金90万円を渡した**が、その後買い取り業者にも仏具店にも**連絡がつかない**。どうしたらよいか。(60歳代 女性)



公的機関が太鼓判？ 仏像の「買え買え詐欺」

ひとこと助言

気をつけてね



見守るくん

- ある販売業者が提供する商品や権利等を、別の業者が「購入額以上で買い取る」などと、あたかも消費者の利益になるかのような説明で契約させようとする劇場型勧誘(買え買え詐欺)の相談が後を絶ちません。
- 今回の事例のように、公的機関を名乗る団体(例えば国民生活センターを連想させるような団体など)まで登場し、「その会社は大丈夫」などと言って消費者を信用させるケースも見られます。
- 実際に買い取り等が行われたケースは今までに一件も確認されていません。
- お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなることも多く、お金を取り戻すのは極めて困難です。うまい話はありません。きっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。